

政 第 148 号
令和5年10月10日

経済産業大臣
西村 康稔 様

松江市長 上定 昭仁

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について（要請）

本市では、2023年8月8日付けで中国電力株式会社から「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について事前了解の申し入れがあり、令和5年10月6日付けで了解したところです。

つきましては、立地自治体として島根原子力発電所1号機の円滑な廃止措置等に関し、別紙のとおり要請いたします。

(別紙)

要 請 事 項

1. 「GX 実現に向けた基本方針」に示されている核燃料サイクル推進に向けて、国が責任を持って取り組むこと。
2. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物や使用済燃料については、発電所敷地外への早期搬出が基本であるとの認識に立ち、その処理・処分について国主導による解決に向けた取組みを加速させること。
3. 特に、日本原燃株式会社の再処理施設については、早期の竣工・運転開始に向けて、国として整備を強力に進めること。
4. いわゆる電源三法交付金について、立地自治体に対応を余儀なくされる原子力発電施設の撤去完了までを、その交付対象期間とすること。